

津田校区コミュニティ協議会則（案）

（名称）

第1条 本会は、津田校区コミュニティ協議会（以下「本会」という）という。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、枚方市[REDACTED]津田会館内に置く。

（目的）

第3条 本会は、津田校区における各団体の自主的な活動を促進し、相互に緊密な連絡調整につとめるとともに、校区の地域の自治の発展と福祉の増進をめざすことを目的とする。

（組織及び委員）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、校区内の自治会をはじめ、校区内の団体及び委員をもって組織する。

- (1) 津田区、大峰区、府営住宅自治会、野村中・北町自治会、官山町会、香陵園住宅自治会
- (2) 校区福祉委員会、津田ふれあい地域教育協議会、小・中学校長、小・中PTA、民生委員児童委員協議会、青少年育成指導員会、保護司、更生保護女性会、老人会、スポーツ推進委員、津田校区ボランティア会、枚方市消防団津田分団、明るい選挙推進協議会、防犯協議会、交通対策協議会、津田いきいき広場、赤十字奉仕団、子ども会

（活動）

第5条 本会は、目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 防災・防犯に関すること。
- (2) 社会福祉の増進及び健康管理に関すること。
- (3) 文化・学習活動に関すること。
- (4) スポーツ・レクリエーション活動に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 会報等の発行に関すること。
- (7) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (8) 枚方市コミュニティ連絡協議会に関すること。
- (9) 行政等関係機関との連絡協調に関すること。
- (10) その他目的達成に必要な活動に関すること。

（幹事会）

第6条 幹事会は、本会を組織する団体の代表者をもって、次の事項を審議し決定する。

- (1) 本会の基本的な活動の計画
- (2) 会則の変更
- (3) 役員を選任
- (4) 決算及び事業報告

- (5) 予算及び事業計画
- (6) その他議決が必要であると認める事項
- 2 幹事会、原則として毎月1回会長が召集し、会長が議長に当たるが、その他組織団体数の3分の2以上から請求があれば、会長は臨時幹事会を招集しなければならない。
- 3 幹事会及び臨時幹事会は、その2分の1以上の出席をもって成立する。

(役員の種類)

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名

(役員を選出及び任期)

第8条 会長は、幹事の互選または推薦により選出する。その他の役員は会長が委嘱し、任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の継続再任は3期6年を限度とする。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、本会を代表し、全ての事業を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する仕事を取り扱う。
- (4) 会計は、本会の会計仕事を取り扱う。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、幹事会で監査報告を行う。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

第11条 本会則は、平成13年7月15日より施行する。

〃 平成20年5月24日より施行する。

〃 平成21年5月23日より施行する。

〃 平成22年5月22日より施行する。

〃 平成23年5月21日より施行する。

〃 平成24年5月19日より施行する。

〃 平成25年5月19日より施行する。

〃 令和2年4月1日より施行する。

〃 令和3年4月17日より施行する。